

# 小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請について

## ＜申請に必要な書類＞

	書類の種類	備考
全員提出	① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
	② 世帯調書	
	③ 医療保険上の所得区分確認のための同意書	
	④ 意見書の研究利用についての同意書	
	⑤ 小児慢性特定疾病医療意見書	指定医に作成を依頼してください。
	⑥ 健康保険者証（原本とコピー）	患者さんが加入している公的医療保険の種類等によって提出書類等が異なります。
	⑦ 市町村民税の課税状況が確認できる書類（原本）	名称及び所在地のわかるもの
	⑧ 受療医療機関が確認できる書類	
該当する方のみ	⑨ 重症患者認定申告書	重症患者認定基準に該当すると医師等が証明する場合に申請することができます。
	⑩ 人工呼吸器等装着者証明書	人工呼吸器等装着者区分に該当すると医師が証明する場合に申請する事ができます。
	⑪ 同一世帯内に患者本人以外に対象者がいる場合、その方の「特定医療費受給者証」又は「小児慢性特定疾病受給者証」のコピー	「同一世帯内」とは、患者さん本人と、同一の医療保険に加入している方をいいます。

※身体障害者手帳（交付されている場合）もご持参ください。

## ◆⑥、⑦の書類を提出いただく対象となる方

提出書類 保険種別	① 公的医療保険の 被保険者証等	⑦市町村民税の課税状況が 確認できる書類 <sup>※1</sup>
名古屋市 国民健康保険	患者さんと同じ保 険に加入している 方全員分	患者さんと同じ保険に加入している方全員分 <sup>※2、※3</sup> 以下の(1)、(2)を満たす場合は提出不要 (1) 基準日 <sup>※4</sup> 時点で名古屋市に住所がある (2) 市民税情報が同意により確認できる
国民健康保険組合		患者さんと同じ保険に加入している方全員分
被用者保険 協会けんぽ 共済組合 等	患者さん本人の分	被保険者分 以下の(1)～(3)を全て満たす場合は提出不要 (1) 市町村民税が課税されている (2) 基準日 <sup>※4</sup> 時点で名古屋市に住所がある (3) 市民税情報を同意により確認できる
生活保護	生計を一にする世 帯全員分	名古屋市外で生活保護を受給している場合のみ提出

※1 市町村民税非課税の場合は、支給認定保護者の「特別児童扶養手当」「遺族年金」等の非課税収入がわかる書類（年金等の振込通知、各種手当証書の写しなど）をあわせてご提出ください。

※2 扶養親族の氏名が記載されている書類の場合は、その扶養親族の方の書類の提出を省略することができます。

※3 義務教育を修了していない方の書類は不要です。

※4 基準日＝申請日が1月から6月 ⇒ 前年の1月1日、7月から12月の場合 ⇒ 当年の1月1日

## ◆⑦市町村民税の課税状況が確認できる書類

### (1) 書類の種類

次の(ア)～(エ) いずれかの書類(原本)を提出してください。

- ・書類を発行する自治体や納税方法等により、書類名称が異なる場合があります。  
 ※基準日時点で政令指定都市に住所を有していた場合は、税源移譲前の個人住民税所得割等が記載された書類が必要となりますので、ご不明な場合はお問合せください。
- ・「国民健康保険組合」に加入している場合、被用者保険加入者のうち市町村民税が非課税の場合は(ウ)をご用意ください。

書類の名称	取得先	備考
(ア) 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書	給与所得者の方に5月頃勤務先から配付されます。	2か所以上から受け取っている場合はすべて提出してください。
(イ) 市民税・県民税 納税通知書	市民税・県民税を普通徴収により納める方等に6月頃市税事務所から郵送されます。	
(ウ) 市民税・県民税証明書	市税事務所、出張所、区役所・支所の税務窓口 ※基準日時点で住民登録のある市町村で発行されます。	<u>(ア)(イ)の書類を紛失された方はこちらの書類をご用意ください。</u> ※証明書の発行にあたって市県民税の申告をしていただく場合があります。
(エ) 生活保護受給証明書	生活保護を受給している市町村の担当課	生計を一にする世帯全員の方が記載されたものを提出してください。

### (2) 課税状況の確認年度

申請日により、課税状況を確認する年度が異なります。

申請日	確認年度
1月から3月	・当年度の書類(前々年の所得が分かるもの)
4月から6月	・前年度の書類(前々年の所得が分かるもの)
7月	・前年度の書類(前々年の所得が分かるもの) ・当年度の書類(前年の所得が分かるもの) ※両方必要となります。
8月から12月	・当年度の書類(前年の所得が分かるもの)

### <申請先・問い合わせ先>

申請先：お住まいの区の区役所福祉課障害福祉担当(支所管内は支所区民福祉課障害福祉担当)  
 受付時間：午前8時45分～正午、午後1時～午後5時15分(土日休日・年末年始を除く)

#### 申請様式等のダウンロード

名古屋市公式ウェブサイト：<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000096273.html>

#### 対象となる疾病名や認定基準など

小児慢性特定疾病情報センター：<https://www.shouman.jp/>

- ★申請後、受給者証の交付まで2～3か月程度かかります。
- ★医療費助成の有効期間開始日は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日又は申請書受理日から1か月前(やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前)の同じ日のいずれか遅い日まで遡ることが可能です。(令和5年10月1日以降の申請から適用。ただし、令和5年10月1日より前に遡ることはできません。)